

## 観光関連事業者デジタル化レベルアップ支援事業（専門家派遣）実施要綱

8 公東観産産第 92 号

令和 8 年 5 月 25 日決 定

### （通則）

第 1 条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が実施する観光関連事業者デジタル化レベルアップ支援事業補助金における専門家派遣（以下「本事業」という。）については、この要綱に定めるところによる。

### （目的）

第 2 条 本事業は、都内の中小企業の観光関連事業者に対し、専門家派遣による助言等を通じて、自らの事業の業務効率化やサービス向上のためのデジタル技術の活用を支援することを目的とする。

### （用語の定義）

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- （1）「中小企業」とは、別表 1 に定めるものをいう。
- （2）「観光関連事業者」とは、東京都内で旅行者向けの事業を営む宿泊事業者、飲食事業者、小売事業者及び旅行事業者等、旅行者に対して直接サービス・商品を販売・提供し、別表 2 に定めるものをいう。
- （3）「専門家」とは、観光関連事業者に対して、経営改善、観光関連サービス、デジタル化等に関わる諸問題の解決を図るための適切な支援を行うことができる外部の有識者として、「令和 8 年度観光関連事業者向け DX ナビゲーター事業」等で認定された DX ナビゲーター（ワンストップ支援センターが認定した DX ナビゲーターを含む。）の中から、公益財団法人東京観光財団理事長（以下「理事長」という。）が選定するものをいう。

### （支援対象事業者の要件）

第 4 条 本事業で支援対象とする観光関連事業者（以下「支援対象事業者」という。）

は、次の各号全てに該当するもののうち、理事長が支援対象者として決定したものをいう。

- （1）別表 1 及び 2 に定めるもの
- （2）東京都内に登記簿上の本店又は支店があり、令和 8 年 4 月 1 日現在で継続して 2 年以上都内で事業を営んでいるもの（個人事業者含む。）
- （3）令和 8 年 4 月 1 日現在で、観光関連事業者デジタル化レベルアップ支援事業補助金

補助金（以下、「本補助金」という。）の申請に係る別表2に該当する業種の事業を都内で1年以上営んでいるもの（個人事業者含む。）

- (4) 専門家による助言を受け入れるもの
- (5) 経営改善、観光関連サービス、デジタル化等に係る経営革新等を行うことで経営力の向上を目指す意欲があるもの
- (6) 本事業により、支援の効果が期待できる状況にあると判断されるもの

2 次の各号に該当する団体及び個人は、この要綱に基づく支援の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
- (3) 都税その他租税の未申告又は滞納があるもの
- (4) 営業に関して必要な許認可等を取得していないもの
- (5) 東京都又は東京都政策連携団体（財団を含む）に対する賃料・使用料等の債務支払が滞っているもの
- (6) 国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体（財団を含む）等から補助等の交付決定取消し等を受けたもの、又は法令違反等不正の事故を起こしたもの
- (7) 国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体（財団を含む）等による補助事業により取得し、又は効用を増加した財産について、当該補助事業所定の財産処分期間内に処分を行ったことで不当に利益を得たもの。ただし、災害等やむを得ない理由による処分の場合を除く。
- (8) 同一テーマ・内容（経費）で、国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体（財団を含む）等へ併願申請しているもの又は補助を受けているもの。ただし、他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りではない。
- (9) 過去5年以内に刑事法令による罰則の適用を受けているもの（法人その他の団体にあたっては代表者も含む。）
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの
- (11) 会社法（平成17年法律第86号）第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされているもの
- (12) 政治活動を主たる目的とする団体等
- (13) 既に本事業の支援決定を受けているもの（過年度に本事業の支援決定を受け、申請

時点において本事業を完了している場合は支援の対象とする。)

- (14) その他、事業目的に照らして専門家派遣実施をすることが適切でないとして理事長が判断するもの

(専門家の役割及び要件)

第5条 専門家は、支援対象事業者の支援に誠実に意欲を持って取り組むことができ、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 中小企業診断士の資格を取得後3年以上経過しているもの
- (2) 観光事業への知見があり、かつ関連する業務を行っているもの
- (3) 情報処理技術者や IT コーディネーター等及びこれに準ずる資格を有しデジタル化支援の豊富な実務経験を有するもの

(専門家の登録等)

第6条 理事長は、前条の要件を満たす専門家について、審査のうえ登録する。

- 2 審査は1年度毎に実施し、登録期間は年度末までとする。ただし、理事長は、専門家の登録期間中の派遣活動実績を考慮し、必要に応じて登録を更新することができる。
- 3 第1項及び第2項の定めのほか、理事長が認める場合、別途審査のうえ専門家を追加登録することができる。
- 4 前項により追加登録した専門家の登録期間は年度末までとする。ただし、理事長は、専門家の登録期間中の派遣活動実績を考慮し、必要に応じて登録を更新することができる。

(専門家の義務)

第7条 専門家は、自らの役割を誠実に果たさなければならない。

- 2 専門家は、本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ってはならない。
- 3 専門家は、専門家を引き受けたことにより知り得た支援対象事業者の秘密保持を遵守するとともに、理事長の許可がない限り、知り得た情報の公開や自己の利益のために利用してはならない。

(専門家の登録取消)

第8条 専門家の登録期間中に、専門家が第5条に定める要件を具備していないことが明らかとなった場合、又は前条に定める義務に違反する等、理事長が専門家として適切でないとして判断した場合、理事長は、登録を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により登録を取り消した場合において、当該専門家が不当に報酬等を得たと判断される場合は、理事長は、期限を定めてその返還を命じることができる。

(支援の内容)

第9条 本事業では次に定めるコースで専門家派遣を行うことを支援内容とする。

(1) 補助金申請前支援コース

本補助金へ当該年度中に申請を検討している支援対象事業者に対して、専門家が、経営診断を通じて既存事業全体の分析や課題の抽出を行い、そこで明らかとなった優先して取り組むべき内容と、課題の解決・改善に必要な取組について助言等を行う。

(2) 補助金交付決定後支援コース

財団より本補助金の交付決定を受けた支援対象事業者に対して、専門家が、補助対象事業の事業計画のブラッシュアップや実行支援に関する助言等を行う。

(支援の申請)

第10条 本事業の支援を得ようとする者は、理事長へ事業利用を申請する。

(1) 補助金申請前支援コース

支援対象事業者は、1者あたり1年度につき原則1回まで、本事業へ申請を行うことができる。なお、派遣決定期間は、派遣決定通知日から6か月以内とする。

(2) 補助金交付決定後支援コース

財団より本補助金の交付決定を受けた支援対象事業者は、1者あたり補助対象期間内に1回以上、本事業への申請を行うものとする。

(派遣の態様)

第11条 専門家の派遣回数は、次に定めるところによる。

(1) 補助金申請前支援コース

支援対象事業者1者あたり、1申請につき原則5回までを派遣の限度とする。

(2) 補助金交付決定後支援コース

財団より本補助金の交付決定を受けた支援対象事業者1者あたり、補助対象期間内に5回までを派遣の限度とする。

(専門家の選定及び派遣決定)

第12条 理事長は、第10条による支援申請を受けたときは、当該申請内容を審査し、最も適する専門家を選定し、専門家の派遣を決定する。なお、補助金交付決定後支援コースの専門家は、原則、補助金申請前支援コース時に派遣した専門家と同一のものとする。

2 理事長は、前項により専門家の派遣を決定したときは、支援対象事業者に対し、速やかに通知する。

3 理事長は、第1項により選定した専門家に対し、速やかに委嘱を行う。

(報告書の提出)

第13条 専門家は、本事業に係る支援業務の終了後、報告書を理事長へ提出するものとする。

(支援証明書の提出)

第14条 専門家は、補助金申請前支援コースでの支援業務の終了後、支援対象事業者が補助金へ申請する場合は支援証明書を理事長へ提出することができる。

(派遣の中止)

第15条 本事業による支援を決定した後に、支援対象事業者が支援対象としての要件を具備していないことが明らかになった場合には、派遣を中止する。

2 支援対象事業者が、何らかの事情により専門家の派遣を必要としなくなった場合には、理事長に対し、速やかに派遣の中止を申し出なければならない。

(成果の帰属)

第16条 本事業によって得られた支援対象事業者の成果に係る権利等は、原則として支援対象事業者に帰属するものとする。

(専門家の報酬等)

第17条 専門家に対する報酬及び旅費の額については、別に定める。

(東京都との情報共有)

第18条 本事業を円滑に実施するにあたり、必要に応じて、東京都と本事業に係る情報を共有することとする。

(補則)

第19条 本要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則 (8 公東観産産第 92 号)

この要綱は、令和 8 年 5 月 28 日から施行する。

## 別表 1

(1) 「中小企業」、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に定める中小企業者であって、大企業（中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）が実質的に経営に参画していない者をいう。

(2) 「大企業（中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）が実質的に経営に参画していない者」とは、次の各号に該当していない者であって、経営の自主性、独立性が実質的に損なわれていないと認められる場合をいうものとする。

- ① 発行済み株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有又は出資している中小企業者
- ② 発行済み株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有又は出資している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は社員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
- ④ フランチャイズ加盟店など、その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる中小企業者

## 別表 2

### (1) 宿泊事業者

東京都内において、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて、同法第 2 条第 2 項又は第 3 項の営業を行っている宿泊事業者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するものは除く。

### (2) 飲食事業者

東京都内において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）で定める飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて、東京の歴史、伝統、文化、自然、食材等に強く紐づいた東京ならではの食事や食体験の提供をしている飲食事業者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する「風俗営業」、同条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第 11 項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第 13 項に規定する「接客業務受託営業」を行っている店舗及びこれに類するものは除く。

### (3) 小売事業者

東京都内において、常設の店舗（ポップアップストアの様な仮設型店舗等を除く）を設け営業を行っている、旅行者に対して専ら東京の歴史、伝統、文化、自然等に強く紐づいた東京ならではの土産や特産品を販売している小売事業者。

### (4) 旅行事業者

東京都内において、主たる営業所を置き、かつ、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条及び 23 条の規定に基づく登録を受けて、営業を行っている旅行事業者。

### (5) 前各号のほか

東京都内において旅行者が五感を通じて東京の歴史、伝統、文化、自然等、東京ならではの魅力を体験できるプログラムやアクティビティを継続的に実施・提供し、それらを東京都内において直接旅行者に販売している観光事業者として、理事長が認める者。